

特別職の給与改定等に伴う関係条例の一部改正について

1 改正条例

- (1) 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

2 改正主旨

区長、副区長、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職」という）の期末手当の支給月数、並びに区議会議員の期末手当の支給月数を改定する必要があるため。

3 改正内容

(1) 特別職及び区議会議員の期末手当

支給月数を0.15月引下げる。なお、令和3年度は3月期に0.15月の引下げを実施し、令和4年度以降は6月期及び12月期にそれぞれ0.075月の引下げを実施する。

【令和3年度及び令和4年度以降の期末手当支給月数】

(単位：月)

期末手当	令和3年度			令和4年度以降	
	現行月数	改定月数	改定後月数	改定月数	改定後月数
3月期	0.25	-0.15	0.10	+0.15	0.25
6月期	1.775	-	1.775	-0.075	1.70
12月期	1.825	-	1.825	-0.075	1.75
計	3.85	-0.15	3.70	-	3.70

(2) 規定の整備

1 (4) の条例において、「前項の」を「の」に改める。(第8条第2項関係)

4 施行予定日

- (1) 令和3年度の期末手当について・その他規定の整備：公布の日
- (2) 令和4年度以降の期末手当について：令和4年4月1日

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案	旧
<p>第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略)</p>	<p>第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略)</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170.0、12月に支給する場合においては100分の175.0を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日条例第 号) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日 (2) 第2条の規定 令和4年4月1日</p>	<p>第4条 (省略) 2 (省略) 3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。 (1) ~ (3) (省略)</p>

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案	旧
<p>第5条 (省略)</p> <p>(1) 2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>第5条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>4 (省略)</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第5条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の170.0</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第1条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第2条の規定 令和4年4月1日</u></p>	<p>第5条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>4 (省略)</p>

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案	旧
<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の170.0</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第1条の規定 (次号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日</u></p> <p><u>(2) 第2条の規定 令和4年4月1日</u></p>	<p>第4条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案	旧
<p>第8条 議長等及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等により退職、失職又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>第8条 議長等及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等により退職、失職又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第8条 議長等及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等により退職、失職又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170.0、12月に支給する場合においては100分の175.0を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号） この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1）第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日 （2）第2条の規定 令和4年4月1日</p>	<p>第8条 議長等及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する者に対して、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等により退職、失職又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により退職、失職又は死亡した日現在）において、同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の10、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表（省略）</p> <p>3（省略）</p>